平成２７年（フ）第５１０号
千葉県船橋市高根台３丁目６番３号
債務者　玉村　雄基
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　豊
4　破産債権の届出期間　平成27年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０２１号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目８番地11
サウスオブヒルズ105号
債務者　中川　幸美
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越前谷孝弘
4　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０号
千葉県茂原市東部台４丁目1990番地31
債務者　杉山　和三
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　亮
4　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
千葉市中央区松波２丁目22番11号　メゾン西千葉802号
債務者　鈴木美栄子（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　　剛
4　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３０６号
横浜市南区大岡１丁目24番30号　レオネクストヒールコート101
債務者　小島　礼奈
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内嶋　順一
4　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月９日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０１号
北海道帯広市白樺16条西19丁目７番地１
債務者　林　　博美
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　彬
4　破産債権の届出期間　平成27年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
北海道帯広市白樺16条西19丁目７番地１
債務者　林　左悦子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　彬
4　破産債権の届出期間　平成27年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
相模原市中央区上溝1734番地14
債務者　渡辺　貴司
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　志歩
4　破産債権の届出期間　平成27年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月29日午後３時
6　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７１号
山口県下関市長府安養寺４丁目５番６号
債務者　弘中　久史
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　智宏
4　破産債権の届出期間　平成27年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
宮崎県都城市高崎町縄瀬3133番地１
債務者　横山由美子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田建太郎
4　破産債権の届出期間　平成27年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４５６号
神戸市北区緑町６丁目10番３号、従前の住所
神戸市北区山田町原野字長尾曽53番地の２
債務者　林　　達也
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　亨
4　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月16日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３４号
兵庫県加古郡稲美町中村540番地の５、従前の営業所所在地兵庫県加古郡稲美町国岡３丁目６－６
債務者　お好み焼風こと　中村久仁子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３７９号
広島市東区上温品２丁目22番13号
債務者　梶本　尚史
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長井紳一郎
4　破産債権の届出期間　平成27年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月25日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部